

議案第172号

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年大阪市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

投票所の投票管理者	日額 12,600円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円

」

を

「

投票所又は共通投票所の投票管理者	日額 12,600円
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円（期日前投票所で、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたもの（以下「特定期日前投票所」という。）の投票管理者にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、965円を加算した額）

」

に、

「

投票所の投票立会人	日額 10,700円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額10,700円を超えない範囲内において市規則で定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額9,500円を超えない範囲内において市規則で定める額

」

を

「

投票所又は共通投票所の投票立会人	日額 10,700円 ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額10,700円を超えない範囲内において市規則で定める額
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円（特定期日前投票所の投票立会人にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、826円を加算した額） ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額9,500円（特定期日前投票所の投票立会人にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を

超える時間1時間につき、826円を加算した額)を超えない範囲内において市規則で定める額

に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月19日から施行する。

平成28年5月13日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

共通投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬額を定めるとともに、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬額を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 (抄)

別表 (第 2 条関係)

区分	報酬
省 略	省 略
投票所又は共通投票所の投票管理者	省 略
期日前投票所の投票管理者	日額 11,100円 (期日前投票所で、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第40条第1項ただし書の規定により期日前投票所を開く時刻を繰り上げたもの又は閉じる時刻を繰り下げたもの (以下「特定期日前投票所」という。) の投票管理者にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、965円を加算した額)
省 略	省 略
投票所又は共通投票所の投票立会人	省 略
期日前投票所の投票立会人	日額 9,500円 (特定期日前投票所の投票立会人にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、826円を加算した額) ただし、立会時間内に交替する場合にあつては、日額9,500円 (特定期日前投票所の投票立会人にあつては、当該金額に、投票を行わせる日ごとに当該特定期日前投票所を開いている時間が11時間30分を超える時間1時間につき、826円を加算した額) を超えない範囲内において市規則で定める額

省 略

省 略

備考 省 略